

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

意見陳述の申出

2026年4月16日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾



4月27日の弁論では、裁判長の交代による弁論更新手続がされる見込みです。原告らは、この機会に、裁判所に本件訴訟の意義と重要性及び争点について理解していただくため、意見陳述を行うことを申出ます。

具体的には、代理人2名（内山及び加島）、原告1名（小畑）の3名で、合計10分以内で行いたいと考えています。

なお、当日出廷予定の代理人は上記2名で、他の代理人はオンラインでの参加、原告については、上記小畑のほか、赤間、麻田、石田及び三輪が出廷する予定です。